

社会福祉法人そよかぜ再雇用嘱託職員就業規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人そよかぜ就業規則（正規職員用）（平成21年3月5日施行。以下「職員就業規則」という。）第14条の規定に基づき雇用する再雇用嘱託職員の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、職員就業規則を準用し、また、労働基準法その他関係法令の定めるところによる。

(再雇用の申出)

第2条 満60歳の定年を迎える職員が、定年以降の継続勤務を希望するときは、65歳を限度として再雇用嘱託職員とすることができるが、その場合定年到達日の6月前までに再雇用申出書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

(再雇用の通知)

第3条 理事長は、前条の規定に基づく申し出を受けたときは、申出者が再雇用嘱託職員として定年再雇用後も精励勤務のできる状況であることを確認の上、再雇用の通知を行うものとする。

(雇用期間)

第4条 再雇用嘱託職員の雇用期間は1年単位とし、そのつど雇用条件を改めて更新するものとする。

2 再雇用嘱託職員は、満65歳に達した日以後における最初の3月31日以後は雇用期間を更新できない。

3 前々項の雇用期間の更新を希望する再雇用嘱託職員は、再雇用更新申出書(様式第2号)を雇用期間満了の日の6月前までに提出しなければならない。

(職層)

第5条 再雇用嘱託職員の職層は一般職上級とする。ただし理事長が特に必要があると認めた場合は、他の職層とすることができる。

(服務)

第6条 再雇用嘱託職員は、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 再雇用嘱託職員は、職務の遂行に当たっては法令及びこの規程に定めるもののほか、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

- 3 再雇用嘱託職員は、その職の信用を傷つけ、又再雇用嘱託職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 再雇用嘱託職員は、職務上知り得た秘密等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(勤務時間、休憩及び休日)

第7条 再雇用嘱託職員の勤務時間、休憩及び休日は職員就業規則を準用する。

(年次有給休暇)

第8条 再雇用嘱託職員の年次有給休暇の日数は職員就業規則により、定年退職以前より引き続き勤務するものとし、勤続年数を通算して算定した日数とする。

(特別休暇)

第9条 再雇用嘱託職員の特別休暇は、職員就業規則を準用する。

(退職)

第10条 再雇用嘱託職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 本人が退職を申し出たとき
- (3) 雇用期間が満了し、更新されないとき
- (4) 満65歳に達した日以後における最初の3月31日

(報酬)

第11条 再雇用嘱託職員の報酬は、職員就業規則の給料表の2級5号俸に相当する額とする。ただし、第5条但し書きに基づき、他の職層とした場合は、理事長がその都度定める。

(報酬の減額)

第12条 再雇用嘱託職員が定められた勤務時間の全部または一部について勤務しないときは、その勤務しない時間について職員の例により報酬を減額する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条及び第9条に定める休暇を取得した場合は、報酬の減額を免除することができる。

(手当)

第13条 再雇用嘱託職員に社会福祉法人そよかぜ給与規程(以下「給与規程」という。)の各手当等は、次の手当を除いて支給しない。

- 2 通勤手当は、給与規程第11条を準用して支給する。
- 3 特別手当は、6月、12月各期の支給率の50/100を支給する。

(退職金)

第14条 再雇用嘱託職員の退職金は、職員就業規則を準用する。

(健康診断)

第15条 再雇用嘱託職員には、正規職員に準じた健康診断を実施する。

(被服)

第16条 再雇用嘱託職員が職務上必要な場合は、実態に応じて被服貸与する。

(委任)

第17条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年1月1日から施行する

(再雇用申出の特例)

この規程による第2条(再雇用の申出)期間は、令和2年3月31日定年退職者について、その期間を1月前とする。

(満60歳超対象者の特例)

この規程による第4条(雇用期間)の再雇用嘱託職員として令和2年4月1日から継続編入できる。

再 雇 用 申 出 書

再雇用を希望するので、社会福祉法人そよかぜ再雇用嘱託職員就業規程
第2条の規定に基づき申し出いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人そよかぜ 理事長 殿

申出者 住所

氏名

印

再 雇 用 更 新 申 出 書

再雇用の更新を希望するので、社会福祉法人そよかぜ再雇用嘱託職員
就業規程第4条第3項の規定に基づき申し出いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人そよかぜ 理事長 殿

申出者 住所

氏名

印